

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年6月24日

京都府立八幡支援学校  
校長 尾崎 伸次

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立八幡支援学校給食調理業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び京都府立八幡支援学校における学校給食調理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

(3) 業務期間

令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

(4) 業務を行う場所等

京都府立八幡支援学校

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒614-8236 八幡市内里柿谷16番地の1

京都府立八幡支援学校事務部

電話番号 (075)982-7321

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 原則として、本公告に示す入札参加資格確認の受付期間までに、本校ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口交付を希望する場合は、本公告に示す入札参加資格確認の受付期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからシまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前3営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 健康増進法（平成14年法律第103号）第20条に規定する特定給食施設における給食調理業務に3年以上の営業の経験を有しない者

- エ 審査基準日の属する年度及びその前年度において、国又は地方公共団体と給食調理業務の契約実績を有しない者又は当該契約を誠実に履行していない者
  - オ 審査基準日から起算して過去3年の間に京都府内で食中毒等の事故を起こした者
  - カ 食中毒保険に加入していない者
  - キ 従業員に対し、年3回以上安全・衛生教育を実施していない者
  - ク 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
  - ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
  - コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
    - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
    - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
    - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
    - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
    - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - サ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
  - シ 一時的に業務の遂行が困難になった場合の危機を回避するため、代行保証制度への加入等、業務を代行できる能力が担保されている体制を整備していない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格審査の申請手続
- 資格審査を受けようとする者は、京都府立八幡支援学校長（以下「学校長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
- なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 申請書の交付期間等
- ア 交付期間  
令和4年6月24日（金）から令和4年7月6日（水）までの間
  - イ 交付方法  
本校ホームページからダウンロード又は本校窓口交付（2の(1)に同じ。）とする。  
本校窓口交付を希望する場合は、交付期間中（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、2の(1)へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和4年6月24日（金）から令和4年7月6日（水）までの間（土曜日、日曜日を除く。）とする。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

提出場所宛てに書留郵便で送付すること（アの提出期間内に必着のこと。）。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、京都府が行う令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」において業務種目 大分類「その他」－小分類「給食調理」に登録され競争入札参加者の資格を得ている者、又は、京都府教育委員会が行う令和3・4・5年度「給食調理業務委託契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され競争入札参加者の資格を得ている者については、その競争参加資格結果通知書の写しを添付することによりア、イ、ウ及びオの書類の提出を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 審査基準日の直前の3営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに機械及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高証明書

カ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第5号様式）

ク 食中毒等の事故に関する申告書（別記第6号様式）

ケ 食中毒保険の加入契約書の写し（原本証明すること）

コ 従業員に対する安全・衛生教育に関する書類（研修記録、研修資料等）

サ 4の(1)のケからサまでに該当しない旨の誓約書（別記第7号様式）

シ 業務を代行できる能力が担保されている体制の整備に関する書類（代行保証制度への加入証明書の写し等）

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を

図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への掲載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立八幡支援学校給食調理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に掲載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書（別記第8号様式）で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和5年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に掲載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により当該変更に係る事項を学校長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからシまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると、学校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第10号様式、以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他学校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書（別記第11号様式）で通知する。

## 11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
  - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書（別記第12号様式）で通知する。

## 12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
  - ア 日時  
令和4年7月15日（金）午前10時
  - イ 場所  
〒614-8236  
京都府立八幡市内里柿谷16-1  
京都府立八幡支援学校 教育相談室
- (2) 入札の方法  
持参によることとし、郵送又は電送等による入札は認めない。
- (3) 開札に立ち会う者  
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (4) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。